○苫小牧市交通安全センター条例施行規則

昭和58年３月15日

規則第12号

改正　平成10年８月31日規則第37号

平成18年３月31日規則第19号

（趣旨）

第１条　この規則は、苫小牧市交通安全センター条例（昭和58年条例第６号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　苫小牧市交通安全センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前９時から午後９時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　センターの休館日は、12月29日から翌年１月３日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（使用許可の申請）

第４条　条例第３条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、苫小牧市交通安全センター使用許可申請者名簿（様式第１号）に必要事項を記載して、市長に申請しなければならない。

２　次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める事項を当該使用前に申し出なければならない。

(1)　条例第７条の許可を受けようとする場合　その旨及び当該許可に係る行為（以下「物品の販売等」という。）の内容

(2)　第６条第１項第３号の許可を受けようとする場合　その旨及び当該許可に係る行為（以下「特別の設備の設置等」という。）の内容

（物品の販売等）

第５条　第４条第２項第１号に定める事項を同項の規定により申し出て使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該申出に係る物品の販売等をすることができる。

（遵守事項）

第６条　使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　使用の許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。

⑵　センター及びセンターの敷地内では、無断で看板、ポスター等の掲示をしないこと。

⑶　許可を受けないで、特殊物件を搬入し、又は特別の設備をしないこと。

⑷　あらかじめ指定された場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

⑸　粗暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑹　その他係員の指示した事項に従うこと。

２　第４条第２項第２号に定める事項を同項の規定により申し出て使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該申出に係る特別の設備の設置等をすることができる。

（指定管理者による管理）

第７条　条例第８条第１項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第４条の規定の適用については、同条第１項中「苫小牧市交通安全センター使用許可申請者名簿（様式第１号）」とあるのは「苫小牧市交通安全センター使用許可申請者名簿」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成10年８月31日規則第37号改正抄）

１　この規則は、平成10年９月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第19号改正）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

苫小牧市交通安全センター使用許可申請者名簿

申請者住所	申請者氏名	電話	使用日時	使用目的	使用区分	人数
			年　月　日 時　分～ 時　分	会議、講習会、研修会 講演、映画、展示会、 (　　)	会議室、1、2 受講ホール	人
			年　月　日 時　分～ 時　分	会議、講習会、研修会 講演、映画、展示会、 (　　)	会議室、1、2 受講ホール	人

様式第１号（第４条関係）